

様式第59号の次に次の様式を加える。

(様式第60号)(第139条関係)

資金予算表
(年 月 日現在)

会計

(単位:円)

区分	科目	前月までの執行額	当月執行額	当月までの執行額	翌月予定	翌々月予定	備考
収入							
支出							
差引							

(備考) 現金に関係のある科目別によること。

附則

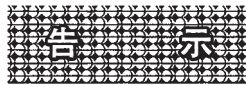
(施行期日)

1 この管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程による改正後の長野県公営企業財務規程の規定は、平成26年度以後の年度の予算に係る事務(同年度に繰り越された平成25年度以前の年度の予算に係るものを含む。)について適用し、平成25年度以前の年度の予算に係る事務(平成26年度に繰り越された平成25年度以前の年度の予算に係るものを除く。)については、なお従前の例による。

企業局



長野県人事委員会告示第1号

職員の任用に関する細則(昭和34年長野県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

第6条第1項中「第24条第10号」を「第24条第11号」に改める。

第7条の2ただし書中「第24条第9号」の次に「又は第10号」を加える。

様式第8号の2中

〔注〕 1 級職欄には、規則別表第1「職の分類表」により、この選考で任命した職の級職を「行政の1級職」、「医療(1)の2級職」又は「一般の1級職」のように記入すること。ただし、警察官にあっては、その必要がないこと。を

〔3 配偶者同行休業任期付職員

職の名称及び級職	所属課所	氏名	任期	当該採用に係る配偶者同行休業期間	給与	用いた能力実証方法
(の級職)			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
(の級職)			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
(の級職)			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
備考						

(注) 1 級職欄には、規則別表第1「職の分類表」により、この選考で任命した職の級職を「行政の1級職」、「医療(1)の2級職」又は「一般の1級職」のように記入すること。ただし、警察官にあっては、その必要がないこと。に

改める。

人事委員会事務局